

公租公課

2023年1月27日
四国電力株式会社

1. 公租公課の概要

- 公租公課は、各税法等（河川法、地方税法、法人税法等）の定めるところにより、設備投資や販売電力量などの前提計画に基づき算定しております。
- 固定資産税、核燃料税、事業税の増等により、前回原価と比べて30億円増加しております。

(億円)

	今回 〔2023～2025〕 年度平均 A	前回 ※ 〔2013～2015〕 年度平均 B	差引 C = A - B	主な増減要因
水 利 使 用 料	7	7	0	-
固 定 資 産 税	52	41	10	伊方発電所の安全対策工事や西条発電所1号機リプレースに伴う課税標準額の増
雑 税	24	13	11	愛媛県核燃料税（核燃料物質重量割の2019年新設）、伊方町使用済核燃料税（2018年新設）による増
事 業 税	50	40	9	収入金額の増加に伴う課税標準額の増
法 人 税 等	32	34	▲1	法人税率の引き下げなどによる減
合 計	166	136	30	

(注) 端数処理の関係で合計・差引が合わない場合がある。(以降、同様)

※ 2013年9月実施の分社化前の原価から、2016年4月実施の託送料金原価を差し引いた金額としている。(以降、同様)

2. 水利使用料

- 水利使用料は、水力発電所毎の理論水力に単価を乗じて算定しております。
- 前回原価と同水準となりました。

(億円)

	今回 〔2023~2025 年度平均〕 A	前回 〔2013~2015 年度平均〕 B	差引 C = A - B	主な増減要因
一般水力	5	5	0	-
揚水	1	1	-	-
合計	7	7	0	

<水利使用料の算定式>

- ・一般水力 : $1,976円 \times 常時理論水力(kW)^{\ast 1} + 436円^{\ast 2}(988円^{\ast 3}) \times 特殊理論水力(kW)^{\ast 1}$
- ・揚水 : $1,976円 \times 常時理論水力(kW)^{\ast 1} + 436円^{\ast 2}(988円^{\ast 3}) \times 特殊理論水力(kW)^{\ast 1} \times 補正係数$

※1 理論水力(kW)

- ・常時理論水力(kW) : $9.8(\text{重力加速度}) \times 常時使用水量 \times 有効落差$
- ・特殊理論水力(kW) : $9.8(\text{重力加速度}) \times (\text{最大使用水量} - \text{常時使用水量}) \times 有効落差$

※2 1965年10月1日以降に発電を開始した発電所に使用

※3 1965年9月30日以前に発電を開始した発電所に使用

3. 固定資産税

- 固定資産税は、設備投資計画などの増減を反映した課税標準額に税率を乗じて算定しております。
- 伊方発電所の安全対策工事や西条発電所1号機リプレースに伴う課税標準額の増により、前回原価と比べて10億円増加しております。

(億円)

		今回 〔2023～2025〕 年度平均 A	前回 〔2013～2015〕 年度平均 B	差引 C = A - B	主な増減要因
水	力	8	9	▲0	－
火	力	18	14	4	西条発電所1号機リプレースに伴う課税標準額の増
原	子	23	16	7	伊方発電所の安全対策工事に伴う課税標準額の増
新	工	0	0	▲0	－
業	務	1	1	0	－
合	計	52	41	10	

- 雑税は、設備投資や販売電力量などの前提計画に基づき算定した課税標準額に税率を乗じて算定しております。
- 核燃料税については、愛媛県核燃料税の核燃料物質重量割の新設（2019年1月）、伊方町使用済核燃料税の新設(2018年4月)による増などにより、前回原価と比べて9.5億円増加しております。その結果、雑税全体では、前回原価と比べて11.3億円増加しております。

(億円)

	今回 〔2023～2025〕 年度平均 A	前回 〔2013～2015〕 年度平均 B	差引 C = A - B	主な増減要因
県 市 町 村 民 税	0.4	0.4	▲0.0	—
事 業 所 税	0.6	0.5	0.1	—
不 動 産 取 得 税	1.1	0.0	1.0	—
都 市 計 画 税	0.0	0.0	▲0.0	—
核 燃 料 税	20.6	11.0	9.5	愛媛県核燃料税（核燃料物質重量割の2019年新設）、伊方町使用済核燃料税（2018年新設）による増
印 紙 税 ・ そ の 他	1.5	0.9	0.5	—
合 計	24.4	13.1	11.3	

【参考】核燃料税について

- 愛媛県核燃料税の価額割、出力割、核燃料物質重量割については、現行条例(2019年1月16日～2024年1月15日)の税率と単価で算定しております。次期条例の適用期間(2024年1月16日～)は、現行条例の税率と単価の据え置きで税額を算定しております。
- 伊方町使用済核燃料税については、2022年11月に総務省の同意を得た次期条例(2023年4月1日～2028年3月31日)の税率(550円/kg/年)で算定しております。

【核燃料税の概要】

	愛媛県核燃料税			伊方町使用済核燃料税 (2018年4月新設)
	価額割	出力割 (2014年1月新設)	核燃料物質重量割 (2019年1月新設)	
課税標準	原子炉に挿入された核燃料の取得価額	発電用原子炉の熱出力	各年4月1日に貯蔵中の使用済核燃料の重量(kg)	各年1月1日に貯蔵中の使用済核燃料の重量(kg)
税率	核燃料取得価額あたり8.5%	運転に係る事業(伊方発電所3号機): 熱出力千kWあたり 44千円/四半期 廃止に係る事業(伊方発電所1、2号機)※: 熱出力千kWあたり 22千円/四半期	1kgあたり500円	1kgあたり550円
税額 (2023～2025 年度平均)	5.4億円	7.5億円	3.6億円	3.9億円

※ 2017年7月の条例改正により「廃止に係る事業」が追加

- 事業税の大部分を占める収入割は、収入金額から一部の他社購入電力料などを控除することにより算出した課税標準額に、税率を乗じることで算定しております。
- 収入割における収入金額の増加などにより、前回原価と比べて9億円増加しております。

(億円)

	今回 〔2023～2025〕 年度平均 A	前回 〔2013～2015〕 年度平均 B	差引 C = A - B	主な増減要因
収入割	47	40	6	収入金額の増加に伴う課税標準額の増
付加価値割	1	－	1	新規課税方式の導入
資本割	1	－	1	新規課税方式の導入
合計	50	40	9	

(参考) 事業税の算定式

収入割：(収入金額(事業税計上前総原価、他社販売電力料等) - 控除項目(一部他社購入電力料等)) × 1.061%

付加価値割：(単年度損益 + 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料) × 0.37%

資本割：(資本金 + 資本準備金) × 0.15%

- 法人税率の引下げなどにより、前回原価と比べて、発電・販売事業に係る法人税等は1億円減少しております。
- ・法人税等は、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」（以下、「算定規則」）において、配当金等を基に算定することとされているため、今回原価では、配当金等を基に電気事業全体に係る法人税等を算定した上で、電気事業全体に係る自己資本相当の事業報酬に対する、発電・販売事業に係る自己資本相当の事業報酬の比率(79.9%)を用いて、発電・販売事業の法人税等を算定しております。（算定方法の詳細は次頁参照）
- ※前回原価について、2013年9月実施の分社化前の原価から2016年4月実施の託送料金原価を差し引いた金額、すなわち電気事業全体から送配電事業が負担する法人税等を控除した金額を発電・小売事業に係る法人税等の金額としております。
- ・なお、当社は、2020年度に公表した中期経営計画において、一株あたり50円配当の早期実現を目標として掲げていることから、法人税等の算定においては、一株あたり50円配当を前提としております。

(百万株、億円)

	今回 (2023~2025年度平均) A	前回 (2013~2015年度平均) B	差引 C = A - B	主な増減要因
発行済株式数 a	208※1	208	▲0	—
配当金 b = a × 50円	104	104	▲0	—
実効税率 c	28.0%※2	32.3%	▲4.3%	法人税率の引き下げ (25.5%→23.2%)
配当所要利益 d = b / (1 - c)	144	153	▲9	—
電気事業全体に係る法人税等 c × d	40	49	▲9	—

↓ 電気事業全体の事業報酬のうち、自己資本相当の事業報酬に対する、発電・販売事業に係る自己資本相当の事業報酬の比率(79.9%)を用いて、発電・販売事業の法人税等を算定。

発電・販売事業に係る法人税等	32	34	▲1	—
----------------	----	----	----	---

※1 自己株式を除く

※2 実効税率 = 法人税率(23.2%) × (1 + 地方法人税率(10.3%) + 法人住民税率(10.2%))

- 当社は、発電・販売事業に係る法人税等を、事業報酬における発電・販売事業の算定方法※1を参考に、以下の通り算定いたしました。
 - ✓ 配当金は自己資本コストに相当するものであることに着目し、電気事業全体、送配電事業、発電・販売事業毎に「自己資本相当の事業報酬額」を算定（レートベースに自己資本報酬率※2を乗じて算定）し、電気事業全体に占める発電・販売事業比率（79.9%）を算定。
 - ✓ 電気事業全体の法人税等に、発電・販売事業比率を乗じることで、発電・販売事業に係る法人税等を算定。

※1 発電・販売事業に係る事業報酬については算定規則に従い、電気事業全体に係る事業報酬から送配電事業に係る事業報酬を控除する方法で算定しております。

※2 事業報酬の算定における報酬率については算定規則において、自己資本報酬率と他人資本報酬率を30対70で加重平均した率としております。

【自己資本相当の事業報酬比率（2023～2025年度平均）】

(億円)

	発電・販売事業	送配電事業	電気事業全体
レートベース	6,309	4,788	11,098
	①	②	③ = ① + ②
自己資本報酬率 × 30%		1.04%	2.23%
		④	⑤
自己資本相当の事業報酬	197 (79.9%)	49 (20.1%)	247 (100%)
	⑧ = ⑦ - ⑥	⑥ = ② × ④	⑦ = ③ × ⑤

	送配電事業 ※現行の託送供給等約款に織り込まれている事業報酬諸元		電気事業全体	
自己資本報酬率 × 30%	3.47% × 30%	1.04%	7.44% × 30%	2.23%
他人資本報酬率 × 70%	1.17% × 70%	0.82%	0.66% × 70%	0.46%
事業報酬率		1.9%		2.7%